

平成24年第2回(6月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成24年6月12日(火曜日)

---

本日の会議に付した事件

平成24年6月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第27号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについて
- 日程第2 議案第28号 西都児湯環境整備事務組合理約の一部改正について
- 日程第3 議案第29号 平成24年度川南町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第30号 平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	.....日高 昭彦 君	副町長	.....山村 晴雄 君
教育長	.....木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	.....篠原 浩 君
総務課長	.....諸橋 司 君	総合政策課長	.....永友 尚登 君
農林水産課長	.....押川 義光 君	農村整備課長	.....横尾 剛 君
建設課長	.....村井 俊文 君	上下水道課長	.....新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	.....杉尾 英敏 君	教育総務課長	.....吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	.....橋本 正夫 君	税務課長	.....永友好典 君
町民課長	.....黒木 秀一 君	環境対策課長	.....三角 博志 君
健康福祉課長	.....佐藤 弘 君	代表監査委員	.....三角 巖 君

---

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。ただいま川越忠明議員から都合により欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「議案第27号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについて」

日程第2「議案第28号西都児湯環境整備事務組合規約の一部改正について」2議案を一括議題とします。

これから本2議案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第27号は、外国人のことが書かれておりますが、川南町には該当する外国人が何名おられるでしょうか。

○町民課長（黒木 秀一君） 内藤議員の御質問にお答えします。

対象人員は46名です。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（濱本 義則君） 本議案とは直接的なものはないんですけども、この新旧対象表のずっと最後のほうに、川南町老人のあんま、マッサージ、針灸というのがあるんですよ。これとは、何か関係あるんですか。この針灸の場合は、句読点のようでございますけども、その議案とこれと関係あるのかどうかなど思ってるんですけど。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前9時04分休憩

.....

午前9時06分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

○総務課長（諸橋 司君） 濱本議員の御質問にお答えをいたします。

議員お尋ねの新旧対象表の件なんですけど、議案27号とは直接関係ありませんけど、この議案の改正に伴いまして、あわせて今回改正するものでございます。

以上です。

○議員（濱本 義則君） それで、そういうことであれば、これ別に議案を立てて提案すべきじゃないかと思うんです。で、悪くとるとすれば、議案第27号を審議して、それでよろしいということになったときに、どさくさにまぎれてこれもやっつけてしまおうというような形にとられてもしょうがないです。思うですよ。で、これは全然別個のものであれば、別の議案として提案すべきじゃないかなと思いますけども。

○総務課長（諸橋 司君） 再度お答えいたします。

御指摘の件なんですけど、用字用語に対する軽微のもとに判断で、今回提案をさせていただきました。

○議員（濱本 義則君） こういった軽微な問題、語句の問題とか、それから字句の問題、などかなりございましたけど、条例改正の中に。で、そういう場合も、今までは1つ1つ上がってきたように記憶してするんです。で、なぜ今年だけこういう形になされたのかなと思ったもんだから。

以上です。もう終わります。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この議案第28号。提案理由説明書について、「これまで西米良を除く西都児湯1市5町による広域化を検討してまいりました新火葬場の建設につきまして、予算を当初に計上させていただき御承認いただいたところです。

今後、具体的に協議を進めていくに当たり西都児湯環境整備事務組合に参加するには、同組合の規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第290条の規定により西都児湯環境整備事務組合を構成する市町村において、議会の議決を求めるものでございます。」とあるわけですが、この提案理由説明書で、3月議会で私は、この当初予算は、積算根拠のない予算が入っており、全部無効であると追及したとおりにあるわけですが、提案者と議会が資質を問われる結果となってしまった。議決された当初予算、総額について積算根拠のない予算を減額し再議に付すべきと考える。積算根拠のない予算を提案し、議会が承認したことが、明確になっており、町長その辺どう考えますか、副町長に伺うとやが、この規約を改正しなければ予算計上ができないと言うたと思います。

副町長は、条例ではないので、予算計上はできるという答弁をしようとしたがよ、今までもそういうような考え方を持ってますか、規約ですら改正載つとるがよ、当然議会で議決したものと同じやつが例規集にも載ると思うとじゃがよ。議事録、これは、一般住民が閲覧するわけじゃが、これは議事録に載るわけですね。この略、略、略。これ一番肝心な負担額が略してあるがよ、これは、一般住民が問題にした時、これ負担額も入つたらん、規約を議会が議決承認されたしたとやろかと、又資質を問われる。これは、例規審査会は審査されたものだと思うが、この内容で、例規審査会は審査したとですか。この内容、略、略、略で。濱本議員が追及しようとしたけんどんよ、あまりにも議会をなめくさったことしよるが。これも議事録に残っていくとやかいね、絶対。委員会でこれは審査するとはおそらく、これ前の規約やけんどんよ、これが改善した分が載ってあるけどよ、委員会で審査したら、こいつは議事録には残らんかいね。違うか、残らんか。議事録に残す以上は、ちゃんと住民が閲覧して、わかる内容を議会に上げていって議決してもらわなよ。いかんとやね。これはこれ審査するのを、町長もこれ責任があると思うがよ、何のための例規審査会ね。おそらく例規審査した例規に基づいて予算を計上せないかんはずじゃがよ、ちいうことは、例規審査会で審査しとらん、

規約をもって前の議会で予算を計上したことになるわけじゃがよ、これは無効じゃが、地方自治法の290条で議会の議決で要るち、これ説明しとるがよ。住民ら規約とか条例に抵触するようなこととか、ちょっと融通きかせば済むことでも、あなた方は規約の規則があるからできんちいうけんどのよ、それを住民に押しつける側がよ、こういうええ加減な規約でつくるとき、これを議決させよる、議会の議決を得とらん、これは何をもとに予算を計上したちなるど。

**○副町長（山村 晴雄君）** 規約の改正のことをございますけれども、議案の中の新旧対象表の中の略するのは、議会を軽視しているんじゃないかというような言い方をされますけれども、改正がしないところはそのままですよということで、表示として略をしているということで、改正をするところに表示がしてあります。そういう様式に変えておりますので、その辺は改訂がしないところを、そのまま現況のまま載せるのは審査もしにくいし、見にくいということで、改正するところのみ表示をしてあるということで、改正しないところは略ということで表示をしていますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

それから、さっき290条ですか、予算等規約改正の問題ですけれども、これのことでも勉強会で申しあげましたけれども、規約改正を持ってきて、予算が伴わないのは、これはまずいことでありまして、ただ、当初申しましたように、予算計上はできておるということで、今回、規約改正を議案として提出をしておるその辺は、御理解をいただいたものと思っております。よろしくをお願いします。

**○議員（児玉 助壽君）** この290条は、284条第2号、286条、288条及び前条の協議については、これは一部組合の協議じゃね、西都児湯環境整備組合290号を改正せんかったらよ、予算は計上されんち、これが示しとっとじゃがね。いいですか、そんぐらい予算を計上して議会に承認させとってよ、俺は、高鍋・都農で恥かいたわ。それをお前だ、誤りを正さんにゃいかんとやが、誤りを正して再議せないかんとやが。町長はここの予算を計上することが意思決定と言いつたけど、提案者は意思決定がされんとやがね、議会意思決定は、もう憲法96条でよ、これは行政の一般業務、予算、意思決定をするというのがよ、憲法96条で保障されとるわけよ。これは、法律は常識の上にとつてつくっちゃって言うたけんどんよ、お宅たち常識は、世間で言えば非常識よ。何であんたたちは、この規約を改正する必要は、ねえとやがね。予算計上されとつとやかいね。

これは憲法96条だったら、そのまま議会で通らんわ、それは。議会は住民を代表する構成員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関である。日本国憲法は第96条と言ったけど、訂正してお詫び申し上げます。第93条でした。第93条で、地方公共団体は、法律で定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されている。

ちいうことは、ここで議事機関として、国会のように立法機関としなかったのは、規約しなかったと議会在が条例の制定、改廃にとどまらず、広くこの行財政全般にわたる具体的事務

の処理についても意思決定機関として権能を持つ、93条に保障されているわけでしょう。

だから、この参加するとも、意思決定をするために290条はあるわけだと私は思うけど、地方自治法290条、あんたたち議会の持つ権能まで侵害しとるとよ日本国憲法を。この規約やら条例よりも憲法のほうが上をいってるとやがね上位法で、上位法を侵害しとつとよ。理解せいせい言うが、悪いこととして理解せいと言うのは、ええかげんなこつばかりしよって。あんたが言うことが一般の住民が理解するね、議事録見たとき、議事録は閲覧するもんやかいね、住民に。何のこつかわからんよ、略、略、略で略が楽と思ってるよね。この前の予算は、略でどんげて積算したかわからんけど、これが前の何やわね。改正する前の、これしかないとよねうちには、西都児湯関係の条例は。だから、予算は、積算できんわけですよ。ええ加減なこつばかりしよって、理解せい々言うがよ、完全な地方自治法の法の290条に違反しとつとよ、あんた達は、どう責任とりますか。

**○町長（日高 昭彦君）** 再度の児玉議員の質問でございますが、3月議会に提案したのは執行部側の意思表示であります。予算を計上させて。

そして、きょうにあります略というのは、通常のものであります。

**○議員（児玉 助壽君）** 意思表示は、この規約を提案すつとが意思表示になつとですがね、予算意思表示じゃねえは、こういう規約を改正案が議決されち、承認されて、それじゃ、通用せんとよ。所定の手続せな、それも使えんとやかいね、そして、初めてこの規約を改正したら、意思決定するわけですよ、これに参加する。参加した規約で定めたごち負担割が出とるわけよ。それをすれば、意思表示も意思決定もいらんわけですよ。

これ今、参加することに意思決定をすれば、予算がもう何もせんで計上しなければならんごとなつてる、この規約に載っているとおり、この西都児湯環境整備事務組合もここ書いとるうに。もう決まって、義務負担になるわけですよ。意思表示だけの予算ではなく、義務負担になるわけですよ。規約を結んだら、これ必然的に予算を計上せんならんごとなつとるとですよ。予算が、意思表示じゃないとですよ。何を勘違いしよるとね。こんな規約を持ってきたら、住民が閲覧したら住民が笑いますよ。どんな例規審査したか知らんけども。

だから、高鍋も同じ改選案を出してきたがよ、これなんも例規審査をせんで、これをポスト出したっちゃろがね。どれほど、手間がかかってますか。紙の2枚紙やが、裏表入れて余るはずじゃが。この規約改正をしてても。何を手を抜かないかんとね。例規審査会は、議事録に載らんから。議会の議事録に載るごつ提案を丁寧にしていかんどがね。これは、そういうことで、やっぱり誤りは正していかががよ、間違うとつとんだから、これを誤りを正していかないかん責任があると思うがね。何か、こういう積算根拠もねえような予算を計上して理解してくださいという。もし地方自治法に違反しちよつたら、我慢もできるけどね、その法律に違反してるから我慢はできんわね。理解できんもんね。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの御指摘でございますが、3月議会でも説明さしていただきましたけど、既に1市3町のほうは、もともと整備組合のほうに入っておりました。そ

ここに新たに都農町、川南町が参加するというので、川南町としては3月に予算計上して意思表示をさしていただきました。

そして、今回、都農が6月議会で提案するというので、新たには間に合わないということですので、規約のほうは今回提出さしていただきました。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議長、これ間違うてると思うけどよ、意思表示じゃねえて、予算を提案すつとは。意思表示じゃねえよ、町長、予算を提案すつとは。じゃろう、町長。こんげんわからんこと答弁しとったら笑われるよ。あんた。

○議長（山下 壽君） 質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案28号案ですが、名称が我々、葬祭センター、葬祭センターということで今まで話を聞いてきた記憶があるものですから、ちょっと私の認識不足かも知りません。ここに来て火葬場という呼称に変わったようなんですけど、随分生々しいなと思いますが。それで、どうしてそうなったかというのが1点。

それから、この西都児湯環境整備事務組規約ということで、これだけだと思んですが、今後のランニングコストの点も多分規約の中には入ってるんじゃないかと思うんですけど、ここには全く出てきてませんね。だから、別に規約があるのか、それとも、今後、段階的に、今回、また改正するとか、その辺りを伺います。

○環境対策課長（三角 博志君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、葬祭センターという名称、これを火葬場ということに変えるということですが、こちらは、いわゆる斎場とかいうものと非常に混同されやすいというようなことから、火葬場という名称が理想であろうということで、今回、火葬場に変えさせていただくものでございます。

それから、ランニングコストの問題ですけれども、この規約の中に、この運営及び管理につきまして、それぞれ1市5町で負担していくことになっておるのが明記されております。

したがって、この建設費用は当然ですけれども、ここにかかる管理運営、要する経費につきましてもそれぞれで負担していくということになります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 私が聞きたかったのは、要するに都農と川南をここに加えるということですから、その経費負担関係等うたっているすべてが今回、時を同じくして変更しないかということを含めて聞いたつもりです。もし、それが今回この規約の中に入ってませんよと、段階を経てやりますということになったら、規約が別箇にあるのかというふうには伺ったんですけども、この規約の中にそのことが、謳ってあると、今後その当初の建設費用の負担以外の今後の運営関係に関する、川南町としておそらく自治体によってそれは実際違うでしょうから、負担として入ってるのか、入ってないのかこの規約の中に。まず、入っているのか、入ってないのか。

そして、入ってないとすれば、その規約はまた別に改正があるのか。それとも、入ってるんだけど、今回はしないと。段階的ににやるのかと、それが知りたかった。

○環境対策課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

規約の第14条の中に、それぞれ、負担割合というものがございまして、均等割20%、人口割80%ということであってございます。

したがって、この管理運営費、都農町、川南町が参加した場合におきましても、同様の負担割合で、係る経費をそれぞれが負担していくということになります。

○議員（川上 昇君） そしたら、当初の建設費に関する経費の部分はそういうことなんですけど、今言われた20%、80%の関係については、どの自治体も同じだということで、その部分に関するこの規約改正というのは、一部改正というのではないというふうなことでよろしいんですね。

○副町長（山村 晴雄君） 川上議員の質問にお答えをいたします。

先ほど担当課長が申しましたように、組合の支弁の方法というのは従来通り変わらないということですが、今後組合側でどういう改正があるかどうかはわかりませんが、現在のところは無いということで、支弁の改正はないということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号及び議案第28号は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第29号平成24年度川南町一般会計補正予算（第1号）」

日程第4「議案第30号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、

以上、2議案を一括議題とします。

これから本2議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 一般会計補正予算、議案第29号について質問をいたします。

6款農林水産業費2項2目19節森林整備加速化・林業再生事業補助金3,223万8,000円でございますけれども、これについての説明とによりますと、林業及び木炭販売業者4社により新規で本町に設立されたひむか燃料株式会社、それに対する補助金ということで伺っていますけれども、本町にある木炭販売業者4社、これについては、私は存じ上げませんが、どのような業者なのか、それを教えていただきたいと思っております。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。



本町にあるという表現ですが、本町に設立をされたという表現で提案理由は申しておったと思います。

で、4社につきましては、実際本町にもともとあった会社ということではございません。1社は東京にあります会社、延岡にある会社、大阪にある会社、神戸にある会社という県外の会社が川南町を本社として設立いただいたということでございます。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 補助金が3,200万円なんですけども、何割補助なのか、お尋ねします。

○農林水産課長（押川 義光君） 補助率につきましては、国の2分の1補助ということでございますが、投資額につきましては、補助対応外がございますので、実際、補助対応額はこの3,223万8,000円の2倍ということにはなります。

○議員（中津 克司君） 場所はどこにつくるのか、教えてください。

○農林水産課長（押川 義光君） 中津議の質問に再度お答えいたします。

場所は、川南町大内原地区でございます。具体的に申しますと、温泉から直線距離で200メートル程度のところに設置予定でございます。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 今、中津議員の質問でもございましたけど、その点につきまして、私のほうからも質問をさせていただきたいというふうに思います。

この（ヒムカ）燃料株式会社なるものにつきましては、川南町として工場設置奨励の条例に基づく会社ということでとらえていいのでしょうか、お伺いします。

○総合政策課長（永友 尚登君） ただいまの竹本議員の御質疑にお答えいたします。

町条例で設けております工場等設置奨励条例に、この今現在計画段階でありますので、条件等がクリアすれば、この条例になるかと思えます。その条件といたしますが、雇用が10名以上、それと、投資金額が二、三百万以上というような一応限定があります。この中で、奨励措置第2条の第1項、第3項の中にありますが、この固定資産税に相当する額以内の奨励金というような文言がありますが、こういった中での奨励措置、この計画がそのまま乗れば該当になるかと思えます。

○議員（竹本 修君） ここ近年、こういった工場設置というものがございませんでしたので、どうしてもそういった該当するものにつきましてはということで、それを基本に、そうさせていただきたいというふうに思いますが、そういうことであれば、先ほどの質問の中にもありますけど、おがくずの製造ということでございまして、それらにつきましては、設置場所は大内原という話でございましたけども、これらにつきましても、設置につきましても、具体的な、今までの工場誘致とかいろいろなことでありましたので、このおがくずということで、それを大したというか、町民といいますか、地域の皆さんに御迷惑をかけることはなかろうと思うんですが、こういった設置につきましても、臭気等の環境対策ということで、

地域におけるところの理解をされているのか、そのことが1点と、それと、もう一つは、これらの設置につきまして、先ほどから奨励に条例に関してのことを細かく説明されましたが、それらにつきまして、こういった決定ということで今度は会社として従業員の規模は、どのような形になっているのか、そこら辺のところがわかれば御説明をお願いしたいというふうに思います。

また、今後その従業員のあり方につきまして、町内というものをどういうふうにとらえていらっしゃるのか、そこ辺のところ、この会社との話と申しますか、事前のところであれば教えていただきたいと思っております。

**○農林水産課長（押川 義光君）** 竹本議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しました立地点、大内原振興班に対しましては、会社側から、4月中旬に説明会を開催していただいております。その説明会を受けて、5月中旬に地域内の同意取得ということで、大内原振興班の皆様方には、この事業に対しての理解をいただいて合意をいただいているということを報告を受けております。

あわせて、周辺となりますのが野田振興班でございますが、4月8日に説明会を開催され、地域内の協議が行われております。その中で、視察という話が出まして、5月13日の日に美郷町北郷区の炭工場の視察を行い、その視察、検討を行った上で、煙がということが非常に懸念されるというふうなことから、地域内では公害防止協定を締結することによって、地域内合意にしますと。

で、あらかじめこの煙対策につきまして、相手方の会社とお話をしましたところ、助燃装置をつけるということで、具体的にその設置の図面も聴取しているところでございます。ちなみに、公害防止協定（案）につきましては、6月14日、今週の木曜日でございますが、班内協議を経て相手方に提示されると。で、相手方ももちろん公害防止協定については賛意をいただいておりますので、そのところをきちんとした上での設置ということになろうというところでございます。

なお、その地域、6区になりますが、5月8日の6区の運営委員会でも概略の説明が行われ、その中では、特別な異論はないという状況でございます。

それから、先ほど、概略でございますが、初期投資額は1億1,660万円ということでつけております。で、これにつきましては町内より10名ほどの従業員を雇いたいということでございまして、年間売り上げが720トンをおガタン、炭でございますが、年間売り上げは720トンで、売り上げ総額は1億690万円の事業計画になっておりますから、24年度におきましては、この限りではないというところでございます。

以上でございます。

**○議員（竹本 修君）** 今の時点におきましては、多分に詳しいだろうというふうに思いますが、先ほどから説明されましたけど、720トンの生産に基づいて、1億690万と。そして、従業員につきましては10名以上の規模で町内採用という考えということですので、できます

れば、公害防止協定なるものにつきましても、町の行政指導をいただきながら地域に、また、ひいては、こういった生産につながるだろうというふうに思いますので、そこ辺のところを町長に、これからの指導というものに対しましての考え方をいただきまして、質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの竹本議員の質問でございますが、町といたしまして誘致企業に関しましては、ここ数年なかったと、今回この炭に関して、そして、メガソーラーに関して、また、新しい動きが出てきたと思っておりますので、やはり町としても大事な財産でございます。しっかり見守っていきたいと考えております。一緒に頑張りたいと思います。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（濱本 義則君） 議案第30号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、全体的なことについて質問をいたします。

まず、健康保険税が減額補正されてるわけですが、たまたま繰越金がたくさんあったから、まあ運がいいというか、悪いというか、大体同じ金額の繰越金が上がっているわけです、前年度。で、それを充てられるんだろうと思いますけども、非常にこれ現時点では町民の皆様、国民健康保険に加入しておられた皆様は非常にホッとしていらっしゃる。いろいろ聞いてみますと、また保険は上がるだろうねと。町のいろんな環境のもとでは上がるだろうねという覚悟をしていらっしゃる方もかなりいらっしゃいます。

にもかかわらず、今度は据え置きという形になるわけでございますけども、非常に、1つお伺いしたいのが、補正前の6億6,000万円ぐらいの保険税で、これはどの段階の保険税で算定されたのか。

○町民課長（黒木 秀一君） 濱本議員の御質問にお答えします。

当初予算の算定ですけど、23年度実績見込みにおいて計算しております。その実績見込みですけど、一応口蹄疫の影響で減ずるだろうということで、当初予算のときに実績よりか減額して計上いたしておりました。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 結局、この減額分は、いわゆる口蹄疫による所得というか、減額の割合がその分の減額ですね。それならそれで、本来ならばこの繰越金の1億は、これは多分一般会計からの繰入金があった年度だと思っておりますけども、それはやっぱり基金に積み立てるべきであって、そして、もう一つは、国民健康保険税は、恐らく来年度、これは、どう予想されているか、私はわかりませんが、相当の増額を、保険料の値上げをせんとまかなえないような状態になるんじゃないかという危惧をしています。そのときの町民の反発と言うといかんけど、そういったものと、今年少し上げる、来年少し上げるといったものと、そういったものをしてらどうかとか、これを決める場合にいろんな形でシミュレーションをされましたか。

○町民課長（黒木 秀一君） 基本的に、国保会計大変厳しいということで、状況からすると当然税率を上げるということで考えておりましたが、所得が急激に落ちていきますので、税率を上げてそんなに税収というのは余り伸びません。そして、負担がかかるのがの中間層といいますか、所得の大きい人や、また、下の方というのは、ほとんど影響がありませんで、中間層の人たちには特に影響があるということで、その辺の考慮をしながらシミュレーションをいろいろ、いろいろ税率、三項目のところでもパーセントを掛けて計算していきましたけど、そんなに上がらないということで、まあ現状のままで行こうかということで決定いたしました。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 大変ご苦労なことはわかるんですけども、それと、もう一点、以前から時々出ております、いわゆる国民健康保険の広域化、このこともある程度にらんでいらっしゃるんじゃないですか。

○町民課長（黒木 秀一君） 県域、広域で一体化ということが今上がってきておりますけど、今、御存じのとおり国会のほうで後期高齢者医療の廃止という問題、これが解決しないと一体化というのはなかなかできない状態であります。今の段階では、国の様子を見ているところであります。

以上です。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（米山 知子君） 議案の第30号国民健康保険の補正予算ですが、今の課長の説明の中では、今回の当初予算のときに、この国民健康保険税6億6,215万9,000円というのが口蹄疫の影響を考えた上での減額ということで組んだという説明だったと思うんです。

それに対して、まだ年度が始まって間もない今の時期に1億347万の減額をせざるを得なかったというのは、やっぱり何か理由があったんでしょうか。

○町民課長（黒木 秀一君） 米山議員の御質問にお答えします。

当初、予算を計上するときに、口蹄疫の関係があるから所得が落ちるだろうからと予想の見込み額というのを考えて実際やったんですけど、見込み以上に所得が、私たちが考えている以上に所得が、実際申告などの計算をしますと見込み以上の減額で、大変減っておりますので、今回また1億円余りの減額をしたわけです。

以上です。

○議員（米山 知子君） わかりました。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は所管事項別にそれぞれの所管の常任委員会に、議案第30号は文教厚生常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前9時56分閉会

---